

令和 5 年度県央地区福祉有償運送市町村共同運営協議会 報告書

- 1 開会：事務局（厚木市地域包括ケア推進課）
 - 厚木市地域包括ケア推進課長あいさつ
 - 委員紹介
 - 委員 27 人中 23 名の出席により過半数を超えているため、会議の成立を確認
 - 一般傍聴者 0 人
 - 資料の確認（追加資料の配布）

- 2 議題
議長 宮本会長

- (1) 宮本会長あいさつ
議長 宮本会長

- (2) 実施主体からの申請書に対する協議
(新規申請 1 件、変更申請 2 件)

- ① 特定非営利活動法人おでしえ（新規申請）

○資料 1 により、海老名市担当者から新規登録の概要を説明

—質疑—

○車椅子車両が 1 台は市内にあるのか。（社会貢献を行っている N P O 等の代表）

⇒福祉車両は、個人所有で 1 台ある。ただ、必要な方がいたら、その運転手をお願いするつもりである。（実施主体）

○介助料が 1 回 1,200 円とあるが、いわゆる介護保険制度や障害者福祉制度などの公的制度の乗降介助使わない理由はあるのか。

⇒今のところ使うことを予定していないが、今後はそういうことがあれば関係部署と相談して決めていきたい。（実施主体）

⇒この福祉有償運送は介護保険の制度には載っていないため、介護保険で言われる乗降介助料は設定ができないが、介助をしながら運送するため、同等のものを介助料として設定することが可能。

介護保険制度には該当しないため、利用者から支払ってもらっている。

そのため、1 回 1,200 円で設定していると思われる。（実施団体の代表）

○ロとトに該当する人が名簿に載っていないが、今後登録をする具体的な目途はあるのか。具体的な見込みがない状態であると、運輸局に申請した際にロとトを加えることができない可能性があり、その場合は再度申請をしてもらうようになるため、その点を御了承いただきたい。

⇒現段階では、ロとトについて未登録であるが、これから利用を予定している方はいる。（実施主体）

⇒これまでの運営協議会でも事例はあったが、未登録であるからとチェック項

目から外して事業を始めた際、再度運営協議会にかけないと、該当者が利用を希望してもすぐに利用することができない。このようなことは利用者の利便性に欠けるため、利用予定があるのであれば項目から外さないほうが、利用者側に立っているといえるのではないかと。

また、以前運輸支局側に相談した際、個別に相談いただければ対応するとの回答は口頭で受けているので、このようなことも加味していただきたい。

（実施団体の代表）

⇒利用する側の立場から言えば、利用したいときに許可が出てないから現段階では受けられないというのは不便である。見込みがあるということであるから、認めていいのではないかと思います。（社会貢献を行っているNPO等の代表）

○運送の区域の説明の際に、近隣の病院に送迎する利用者も想定しているとのことであったが、近隣の病院に通院する方で、利用する見込みがあるということでは良いか。（国土交通省関東運輸支局職員）

⇒はい。（実施主体）

—協議成立—

② 福祉クラブ生活協同組合 移動サービスワーカーズコレクティブ
らら・むーぶ厚木（変更申請）

○資料2により、厚木市担当者から変更内容を説明

—質疑—

○乗降介助料の1,210円というのは、1回もしくは1時間のどちらを指しているのか。（学識経験者）

⇒考え方としては、1回という形である。（実施主体）

—協議成立—

③ 一般社団法人コキア・ジャパン（変更申請）

○資料3により、厚木市担当者から変更内容を説明

—質疑—

○17及び18ページを見ると、車両及び運転者の減少になっているが、その点についての報告は。（実施団体の代表）

⇒そちらの変更点については、この後の軽微な変更で説明する。（厚木市担当者）

○運送する旅客の範囲で、基本チェックリストの該当者が名簿には載っていないが、今後の具体的な運送予定は。（国土交通省関東運輸支局職員）

⇒自分たちで運営している相談支援の方から、恐らく2、3か月後に該当者がでてくるだろうという話があった。利用希望があった際にすぐに対応できる体制を整えるため、今回チェックをいれて申請した。（実施主体）

○変更予定期日が3月1日になっているが、それまでにその該当者を名簿に追加することはできるのか。（国土交通省関東運輸支局職員）

⇒現段階で具体的にいつから利用するというのは聞いていないが、わかり次第早急に対応したい。（実施主体）

—協議成立—

（3）実施主体の軽微な内容の変更登録に関する報告

①一般社団法人コキア・ジャパン（事務所の名称・車両の台数）

○資料4により、厚木市担当者から変更内容について説明

—質疑—

○車両及び運転手の人数が減少したが、申請書を見ると利用者数は増加している。旅客の範囲を増やすということであったが、利用者の要望に応える体制づくりとして、メンバーの増員や福祉車両の確保に努めていただきたい。

（実施団体の代表）

⇒現在保有している車両は、車椅子のまま乗り込める軽自動車が1台、軽自動車のセダンタイプが1台であり、利用者の様態によって使い分けているのが現状である。

車両及び運転手を増やし、利用者に迷惑がかからないような事業所努力を引き続き進めていく。（実施主体）

②特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブ どりーむ（車両の台数）

○資料5により、海老名市担当者が説明

—質疑なし—

（4）その他

①人材確保が課題となっていると思うが、神奈川移動ネットワークはどのような対策をしているのか。（学識経験者）

⇒現在、神奈川移動ネットワークでは、市町村での外出支援担い手育成に協力をしており、海老名市及び綾瀬市では市町村主催の講習というのを年に2、3回、無料で開催し、講習会については広報に掲載して全市民が情報を目にすることができるようにしている。（追加配布資料参照）

こういった講習会を開くことで、福祉有償運送に興味がある人や新たに団体を立ち上げたいと考えている人たちの支援になっている。立ち上げる団体の人数が足りていないという人も、講習会をとおして繋がることできる。

また、団体を立ち上げる際にはこの研修を受講することが必須であるが、既存の実施団体が開催するものを受講すると、受講者の自己負担になってしまう。これを市町村の負担で設定してもらうことにより、興味のある人が参加しやすくなっている。

県央地区でもぜひ実施していただき、担い手を増やしていければと思う。

（実施団体の代表）

②ライドシェアについて情報共有したい。（学識経験者）

⇒現段階において、4月からはタクシー会社が運送主体となるライドシェア、6月からはタクシー会社ではなく、一般企業が雇用するという形でのライドシェアになり、東京のタクシー協会では、日本型のライドシェアの概要設定のガイドラインが事業者に対して示された。

神奈川県においては、2月6日（火）に事業者が集められて説明会が行われるが、内容については定かではないため、ここで話すことは控えさせていただきたい。

タクシー業界としては、新型コロナウイルスによる雇用実態の影響もあり、利用者の運送要望に対して応えられていないということがきっかけではないかと考えているため、業界としても、少しでも既存のタクシードライバーの出勤時間等を変更しつつ対応していきたいと考えている。（タクシー関係団体の代表）

③ライドシェアのタクシー運賃はどうなるのか。

⇒現段階では、日本型のライドシェアでタクシー会社が管理していく中では、タクシー運賃と同等程度と示されている。

現在は時代の変化とともに配車アプリを利用して呼ぶことが増えており、神奈川県でも約3割程度はアプリに移行していると認識している。ライドシェアでは、配車アプリで運賃を確定する事前確定型の運賃になり、計算方法としては、各タクシー会社の今現在認可を受けている運賃を基にしたものになると聞いている。

福祉有償運送においても、一定の登録している利用者の運送ではあるが、不便ということは認識しており、規制が緩和する流れになるのかとは思いますが、神奈川県タクシー協会のほうで法律を変更していくという段階ではない。

（タクシー関係団体の代表）

⇒本日追加で配布されたライドシェアについての記事で、自家用有償旅客運送制度の中で、三浦市は過疎地などで有償で運送できる交通空白地有償運送に該当し、対象者は住民全体及び観光客である。

一方、タクシー会社がライドシェアを緑ナンバーで運送するのであれば、登録ではなく許可になるため、自家用有償旅客運送とは異なる枠組みとなり、料金も各タクシー会社によって設定される。

こういった違いを、運営協議会等の機会にぜひ情報共有していただきたい。また、福祉有償運送では料金について、タクシー運賃の2分の1と決まっていたが、料金形態の緩和により変わりつつある。このような情報も共有していきたい。（実施団体の代表）

④自家用有償運送制度改定について、12月28日付で国土交通省から通達が出ていると聞いているが、具体的な内容は。（実施団体の代表）

⇒来年度の第1回目の運営協議会で説明の機会を設ける。（事務局）

3 閉会：柴副会長